



角谷 勉

**質問**

# まちづくりを定めた「湯沢町総合計画」の周知を図れ

**答弁** 必ず周知を図る

**問** 「湯沢町総合計画」は当町の目指していく将来の姿を定め、それを実現するための方法や手段を明らかにしたもので、町のあらゆる計画の基礎となるものと考えます。

法改正により策定義務がなくなりましたが、今後の取り組みは。

**答** まちづくりの最も基本となる計画であり、今後も策定する。

**質** 総合計画の評価、見直しは

**問** 総合計画の評価、見直しは

**答** 事務事業評価による

**問** 総合計画審議会は「計画の進捗状況を点検、評価し、不断の見直しを図りたい」と答申して

いる。どのように行っているか。

**答** 「事務事業評価」で行っている。

**問** 「総合計画策定委員会」も「事務事業評価委員会」のメンバーも職員構成である。町民の意見が反映されるようにすべきではないか。

**答** 「事務事業評価実施要項」では「町長は、次年度以降の事務事業の見直しを行わなければならない」としている。見直した内容を公表すべきではないか。

**問** 町民を加えて評価することを検討する。

**答** 事務事業評価の見直しは、次年度の予算付けで行っている。

**質** 総合計画審議会の役割は

**答** 重要な役割、対処する

**問** 「湯沢町総合計画審議会条例」で総合計画審議会は、「総合計画の基本的事項や実施について、町長に意見の申出や勧告

をすることができると定められている。役割は重要と考えるが現状は。

**答** 現在、審議委員会は解散している。重要な役割なので、今後については検討し対処する。

**質** 総合計画を

**問** 今後検討する

**問** 研修で訪れた山形県庄内町は、従来通り議会の議決事件としている。町民及び議会との関係

をどのように考えているか。

**答** 町民の声は公募する総合計画審議会で反映する。議会にはかかることは重要と考えるが、議決事件にするか否かは研究課題であり、今後検討する。

**質** 町民が目にする

**問** 機会を増やせ

**答** 必ず行う

**問** 総合計画審議会は「総合計画の趣旨や内容を十分周知し、まちづく

りの方向性の共有を図りたい」と答申している。役場内各所、観光協会、集会場、町内役員、公共施設等、配布すべきではないか。

**答** 周知度を上げるため、町民の目につく機会を増やすことを必ず行う。

**質** 選挙公約に従った

**問** 「総合計画」を

**答** 現計画で具体化する

**問** 前町長が策定した総

合計画は約2年残っている。選挙公約に従った総合計画を策定すべきではないか。

**答** また、新町長が策定する今後5年間の「後期基本計画」は、任期上2年間しか町政運営できない。数値目標等、自らが策定し、その結果について議論できるように、計画期間を見直すべきではないか。

**答** 街の最上位計画であり、この計画に肉付けした形で開花八策を具体化する。



成果指標 5年後の達成目標			
指標	現状値	目標値	指標の説明
冬季以外の観光客入込数	1,501千人	1,650千人	冬季以外(4月から11月)客数
冬季の観光客入込数	2,776千人	2,800千人	冬季(12月から3月)の観光客
観光客におもてなしの心で接している町民の割合	48.5%	60%	現状値は「湯沢町総合計画」への町民意識調査(021)
外国人観光客数	35千人	70千人	5年後に現状値の倍を目指す
地域活動の参加機会に満足しているリゾートマンションオーナーの割合	13.0%	30%	現状値は「湯沢町総合計画」への町民意識調査(021)

まちづくりを定めた総合計画と5年間の数値目標